

## 重点事業該当可能性チェックリスト（PPA モデル用）

※このチェックリストですべてを判断するものではありません。参考としていただくものです。

### 1 共通

項目	はい	いいえ
(1) PPA モデル（第三者が所有する対象設備により発電された電力を供給するモデルをいう。）により対象設備を設置しようとする事業者（PPA 事業者）は、脱炭素関連事業者として登録を受けている		
(2) 需要家（対象設備が設置される者）は市内の事業者である		
(3) PPA 事業者、需要家ともに市税を滞納していない		
(4) 補助金相当額をサービス料金から控除すること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる）。		
(5) サービス料金から補助金相当分が控除されていること及び本事業から交付金相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備している。		
(6) 補助対象事業に対して、2者以上からの見積もりを比較している		
(7) 補助対象事業の設置工事の契約は令和8年4月日以降である		
(8) 補助対象事業の設置工事に着手する21日前までに申請書を提出できる		
(9) 補助対象事業は令和9年2月26日までに完了し、実績報告書を提出できる		
(10) 脱炭素関連事業者に対象設備の施工を依頼する（脱炭素関連事業者は愛知県内の事業者に限られ、市の登録が必要となります）		
(11) 補助を受けようとする設備に対して、国の実施するその他の補助事業を利用していない		

すべて、「はい」の場合は、設備ごとのチェックリストを確認ください。

## 2 事業者用太陽光発電システム (PPA モデル活用型)

項目	はい	いいえ
(1) 太陽光発電設備を設置する		
(2) 太陽光発電設備で発電した電力の売電は FIT,又は FIP 制度の認定を取得しない		
(3) 法定耐用年数が経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について Jクレジット制度への登録を行わない		
(4) 申請者は対象設備で発生した電力を使用する者で、設置予定建築物の電灯契約者である		
(5) 次のいずれかを満たす (a) 発電する電力量の 50%以上を当該需要家で消費する (b) 発電する電力を自営線により当該需要家に供給して消費する		
(6) 自己託送を行わない		
(7) 太陽光発電設備の発電電力等の計測器を設置する		
(8) 設置した翌年度から 3 年間、発電量、売電量、自家消費量などの報告を行う		

すべて、「はい」の場合は太陽光発電システム (PPA モデル活用型) の申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。

### 3 事業者用定置用リチウムイオン蓄電システム (PPA モデル活用型)

項目	はい	いいえ
(1) 2でチェックした太陽光発電設備の付帯設備である(2事業者用太陽光発電設備(PPAモデル活用型))のチェックリストは全て「はい」であった)		
(2) 国実施要領別紙2中2ア(イ)に定める交付要件を満たす定置用リチウム蓄電システムである		
(3) 導入価格(工事費込み、税抜き)が蓄電容量に対して業務用(20kWh以上)の場合は16.0万円/kWh以下であり、家庭用(20kWh未満)の場合は14.1万円/kWhである。 <b>【20kWh未満】</b> 補助対象経費(円)【※1】÷蓄電容量(kWh)【※2】≦141,000円 <b>【20kWh以上】</b> 補助対象経費(円)【※1】÷蓄電容量(kWh)【※3】≦160,000円 ※1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(別表1-4・対象設備)に掲げる費用 ※2 一般社団法人 環境共創イニシアチブの蓄電システム登録製品一覧の蓄電容量を使用すること ※3 カタログに記載された蓄電容量を使用すること		
(4) 停電時のみに利用する非常用予備電源でない		
(5) 法定耐用年数が経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わない		

すべて、「はい」の場合は事業者用定置用リチウム蓄電システム(PPAモデル活用型)の申請が可能です。ただし、すべての要件のチェックをしているものではありませんので、最終的には、申請書の審査によります。

「いいえ」がひとつでもある場合は申請できません。